

令和6年12月18日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

釧路地方裁判所国有財産事務分掌者

釧路地方裁判所長 飛 澤 知 行

釧路地方裁判所北見支部庁舎の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機を設置し、清涼飲料水を販売する方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

釧路地方裁判所北見支部庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水）の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

釧路地方裁判所北見支部庁舎の一部において、自動販売機を設置させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とする。

3 使用許可をする場所

北海道北見市寿町4丁目7番36号

釧路地方家庭裁判所北見支部北見簡易裁判所合同庁舎1階の一部

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機を設置し、清涼飲料水を販売する。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月14日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

（ア）北海道釧路市柏木町4番7号

釧路地方裁判所事務局会計課管理係 担当 渡辺

電話 0154-99-1212（直通）

（イ）北海道北見市寿町4丁目7番36号

釧路地方家庭裁判所北見支部庶務課 担当 小林

電話 0157-24-8457（直通）

ウ 交付方法

郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒（CD-R1枚が入る規格で、表に住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの。）を令和7年1月9日（木）（必着）までにイ（ア）または（イ）に送付すること。

電子メール又はファクシミリによる送付を希望する者は、令和7年1月10日（金）午後5時までに、イ（ア）または（イ）に問い合わせること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和7年1月23日（木）から同月31日（金）午後5時までとする。

イ 提出場所

前記企画提案募集要領の交付場所のイ（ア）と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送による。なお、郵送の場合、特定記録、簡易書留若しくは書留郵便又はこれらに準じた取扱いによるものとし、提出期間内必着とする。

また、ファクシミリ送信や電子データ送信による提出は認めない。

エ 提出部数

1部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書等の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参又は送付する。電子メール又はファクシミリによる提出を希望する場合は、前記企画提案募集要領交付場所に問い合わせること。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、書面によらず、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本産業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和7年1月14日（火）午後5時まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所のイ（ア）と同じ

- (2) (1)に対する回答書は、令和7年1月22日（水）までに適宜の方法により送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい

る者ではないこと

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

(2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

(3) 前2項の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が、次の一つに該当する場合は欠格とする。

ア 提出期間、提出場所又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき

ウ 虚偽の内容が記載されているとき

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件のうち、国有財産使用料の金額以外の要件を満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、釧路地方裁判所が定める制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定する。

詳細は、企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 現場案内を希望する場合は、事前に釧路地方裁判所北見支部庶務課に電話連絡して日程調整すること。